

## コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 運営規則

令和 3 年 4 月 2 3 日  
コミュニティ・スクールの  
在り方等に関する検討会議

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議について（令和 3 年 3 月 26 日総合教育政策局長決定）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（座長）

第 1 条 会議に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第 2 条 会議は原則として公開して行う。ただし、次に掲げる場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- （1）座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- （2）特別の事情により座長が必要と認める場合

（会議資料の公開）

第 3 条 会議において配付した資料は、原則として配布資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第 4 条 検討会議の議事は、議事概要等のホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則

この規則は、決定の日から施行する。